

法人名 NPO 法人 ライフ・アンド・エンディングセンター

事業計画書

事業名	単身高齢者への「死後事務委任」の必要性の認知・啓発とその支援のための事業
枠の種類	ネーミング事業((一財)さいたま住宅検査センター 住まいのまちづくり支援事業)
1. 事業の目的	多くの高齢単身者の「単独死」(孤独死)については、本人はもとより、その家族や縁者、周辺住民にとっても不安の一つです。この不安の解決の手段のひとつとして「死後事務委任契約」を周知、啓発します。 私たちは「死後事務委任契約」事業を通して「持続可能な開発目標(SDGs)」目標11「すみ分けられるまちづくり」の達成の実現に貢献できるものと考えます。
2. 事業で取り組みたい地域や社会の課題	<p>設立目的・これまでの活動・成果</p> <p>○設立目的 私たちは2000年の設立以来、一貫して市民、特に高齢者の健康的な生活と住環境、市民福祉の向上をめざし、市民生活に寄与すること、安心で心豊かに暮らせる生活を支援することを目的として活動してきました。</p> <p>○活動と成果 - 2004年「もしもノート」を発刊。エンディングノートのはしりともいわれ現在、第7刷27.5万部を発行。 - 2009年からは終活にかかる様々なテーマで、講座「大往生の勉強会」をこれまでに10年間57回開催。 - 外部講師として公民館、公的施設、大学、企業等の講座出演多数。 NHKラジオ深夜便「ないとエッセー」、文化放送「キャンサーカフェ」、NHK「首都圏ネットワーク」出演、その他新聞、雑誌取材多数。 さいたま市のマッチングファンド事業2年連続で助成を受ける。 - 平成29年「不安のない一人暮らしのための終活」全6回講座開催。 6回、計366名の参加がありました。 - 平成30年「いつかは皆ひとり おひとりさまの終活入門」を旧4市でそれぞれ開催。4回、計213名の参加がありました。冊子「おひとりさまの終活入門」(A4サイズ・カラー12ページ)を作成、さいたま市内公共施設等で1万部を無料配布。 埼玉県シラコバト基金 - 平成30年「終活サポーター養成講座」10回講座開催、50名余の参加者を得て38名の終活サポーターを養成。</p> <p>○活動の中で明らかとなった課題 <u>☆死亡に伴う諸手続き「死後事務」を、一般の人が認識していない</u> 死後の心配事として、多くの人が葬儀、墓などをあげます。ところが</p>

葬儀、墓以外にも、全ての死者の義務として「死後事務」があることは、あまり認知されていません。

「死後事務」とは病院の支払いから始まる、葬儀、納骨、家財の整理、賃貸の解消など諸契約の整理、家・土地の整理、各方面への届出等、多岐にわたる事務作業及び手続きです。

☆実際には死後事務の担い手がいないケースが増えている

この「死後事務」の作業は死者本人が行うことは不可能です。しかし自分が死んだら誰かがやってくれると、漠然と考えている人も多いようです。従来、家族、縁者によって行われていた死後事務は、核家族化が進み家族単位が個へと移り変わった今日では、「死後事務」の担い手がいない、家族に依頼できない単身者が増え、社会問題化しています。高齢夫婦にとっても、いずれ残された1人が死後事務を行うことが難しいケースも出てきています。更に、離れて暮らす家族が死後事務を行うことが生活様式の変化などで難しい状況が増えています。

☆自治体に一般市民の死後事務に係る部署がない

単身者が「単独死」した場合、自治体によって検死、遺体の火葬、身元調査などが行われますが、この作業には人手と費用がかかります。このような中、ほとんどの自治体に担当部署がないのが現状です。多死時代を目前に自治体における作業の軽減を図る必要があります。

本事業の柱である「死後事務委任」とは、元気なときに、自身の死後の様ざまな手続きを第三者に委任しておくことです。

○課題に取り組むことの重要性・必要性等

多くの市民が「子や孫に負担をかけたくない」と考えています。この解決方法としての「死後事務委任契約」の有用性と、契約時の遺言書・公正証書作成によって、公正と安全性が担保されることを伝え、地域の安心と安全につなぐことが出来ます。

埼玉県は若い県と言われてきましたが、今後は全国トップクラスのスピードで高齢化が進行すると見込まれています。

2010年（平成22年）から2025年（令和7年）にかけて、埼玉県の高齢者（65歳以上）は約50万人増加し、高齢者の増加率は35%と推計され、全国2位となります。

特に75歳以上の高齢者の増加率は100%で、全国1位となります。（平成27年埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

この75歳以上の後期高齢者となる団塊の世代と言われる人たちのうち、単身で暮らす所帯及び高齢夫婦所帯が76万所帯になると推計されています。（第7期埼玉県高齢者支援計画）

他方この時期に認知症罹患者数が40万人に及ぶとされています。（認知症ってなんだろう？埼玉県資料）

このような高齢者単身世帯の増加に伴い単独死、防犯・防災等の方策が必要です。地域と人の安心と安全を目標に、この事業が前出の「SDGs」目標11「すみ分けられるまちづくり」にアプローチします。

	<p>死後事務の第三者委任が、単身者や高齢夫婦自身の不安解決と家族・縁者、近隣住民への不安を解消します。また、自治体の負担軽減のためにも大きく貢献するものと思われます。当事業では「死後事務」について周知、啓発を行うために下梓3のとおり取り組みます。</p>		
3. 具体的な事業内容	<p>(1) 「死後事務委任」に関する冊子作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨：さいたま市と協働で作成した「おひとりさまの終活入門」(1万部)は好評のうちに配架、配布の実績があります。 今回の事業では、下記2点を中心に構成します。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 終活周辺の事柄とともに、「死後事務委任契約」を元気なうちに結ぶことの必要性がわかる内容とする。 2. 「死後事務委任」は、本人ばかりでなく家族や地域の安心安全のために役立つことを伝える。 <p>「死後事務委任」がこれから社会に必要なものであることを、イラスト等で分かりやすく解説する冊子(A4カラー12頁)を作成します。</p> <p>(2) セミナー</p> <p>「おひとりさまが高齢になったとき必要なのは?」(仮)の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨：「死後事務は全ての死者に課せられている」ことを知り、下記の内容と、その事前準備の必要性を認知してもらいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・「死後事務」を第三者に依頼することで、「死後事務」を担う相続人等の負担軽減を図り、単独死の抑制になる。 ・その結果、地域安全に係る諸問題の解決のために資することができる。 ・当事者にとって安心安寧な生活を送る基になる。 ・第三者契約に必要な遺言書作成時に、当事者の希望により遺留財産が社会的に有用に用いられる可能性がある。 ・当事者の自発的な関わりが醸成されることで地域安全につながる。 ・時期：令和2年10月～11月にかけて3回講座の予定 ・対象者：一般市民 自身の死後、子供に迷惑をかけるのが心配な方やその家族・縁者。離れて暮らす子供世代。単身者および高齢夫婦。本事業に関心のある事業所、団体、ケアマネなど。 ・場所：公共施設等 さいたま市コミュニティセンター他 ・参加見込み人数：90名 (30×3) 主催者、参加者が相互に意見交換と提案ができる講座を予定。 教室型の講座を長年開催してきた経験を踏まえ、講座後、実動を伴う活動につなぐ計画をし、参加個人および事業所等との連携を図る。 コロナウイルス対策として体温測定、間隔をあける、手指消毒、等を考えています。 ・外部協力者・団体など 認定NPO法人市民後見センターさいたま、NPO法人この町で暮らす会 		
4. 具体的な事業の実施計画	<p>○事業のスケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>セミナー開催 / 冊子作成</th> </tr> </thead> </table>	時期	セミナー開催 / 冊子作成
時期	セミナー開催 / 冊子作成		

7月	〈セミナー〉内容検討 / 〈冊子作成〉内容検討
8月	詳細詰め チラシ印刷 発送 広報活動 / 内容検討
9月	引き続き 詳細詰め 広報活動 / 校正
10月	セミナー第1回開催 広報活動 / 印刷
11月	第2、第3回開催、広報活動 / 以後冊子配布・配架
12月	アンケート集計など
1月	反省会及び今後の事業推進についての検討会
2月	事業報告

○広報計画について

- ・県及び市町村庁舎、公共施設等窓口にてチラシを配布。
- ・地域包括支援センター、介護事業関連施設等にチラシを配布。
- ・県内各市町村関連部署にセミナー・冊子についてメール送信アピール。
- ・上記以外の関連団体、協力団体、企業、会員の他、これまでの講座参加者等へチラシ発送。
- ・ホームページ上でセミナー告知及び参加募集。

5. 個々の事業の実施により達成したい成果の具体的な内容	<p>(1) 冊子作成(10,000部作成予定) セミナー参加者やその家族・縁者、関連団体、公共施設ほか、チラシ配布した各施設等に冊子を配布し、多くの市民の手に渡りやすくする。</p> <p>(2) セミナー「おひとりさまが高齢になったとき必要なのは?」 地域包括、ケアマネなど介護専門団体とタイアップし、地域に根差した働きかけをする。参加者アンケートを取る。セミナーの結果についてはHP等に掲載し、協力者、さらに一般県民に広く周知、報告する。</p>
6. 事業の実施体制	<p>事業の実施について 統括責任者 理事長 須齋美智子 連絡責任者 理事 吉田麻里 経理責任者 北御門堯子 現場責任者 理事 加藤雅之 広報責任者 理事 松田濃</p>
7. 来年度以降どのように事業を継続し発展させていくか	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーに参加した個人、事業所、団体等がそれぞれの地域に持ち帰り、更に他団体とのネットワークの広がりを図るため、個別相談のみならず、死後事務に関連した講師の派遣、講座開催を継続していく。 ・参加者の中から活動に賛同するメンバーを募り、おひとり様、おひとり様予備軍の掘り起しを図り、本人や、その家族の相談を受ける体制を強化する ・今回作成する冊子を多数の県民に配布し、冊子をテキストとするセミナー、相談会をきめ細かく開き、啓発の機会を多く準備する。 ・今後、HP、新聞、雑誌、テレビ、フェイスブック等SNSなどを通して広く「死後事務」の重要性を発信していく。
8. 今回の事業が他の団体、行政等が実施する同種の事業と比べて優れていること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は行政だけでは難しいと思われる「死後事務」に特化した先進的な事業です。併せて、遺贈寄付を推進することができます。 ・20年にわたる終活とエンディングに係る知見と活動から得た専門性と人材によって、ことの解決に当たることが出来ると確信しています。 ・私たちの目的とする社会貢献に資する事業だと思います。